

就学支援金について

全日制・学年制

令和6年4月から県立高等学校に入学される方は、原則として授業料を納めていただくこととなりますが、就学支援金が支給される場合には、授業料を納める必要はありません。就学支援金支給には申請手続きが必要です。

受給資格

申請者全員に支給されるわけではなく、下記条件にすべて当てはまる場合、支給されます。

- ① 在学していること。⇒退学した場合は支給中止、休学中は支給停止となります。
- ② 国内に居住していること。
- ③ 過去に高等学校等を卒業・修了していないこと。
- ④ 過去に高等学校等に在籍したことがある場合、原則、在学期間が全日制は36月、定時制・通信制は48月（支給停止申出期間は含まず）を超えていないこと。
- ⑤ 所得が要件を満たしていること。⇒保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合計が304,200円未満の場合対象となります。

支給申請する

オンライン申請 (R6. 4. 18 締切)

オンライン申請手続き

- ① 高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」にログインしてください。
- ② 意向登録で「申請をします」で登録してください。
- ③ 認定申請で受給資格認定の申請をしてください。
※マイナンバーカードをお持ちの場合は、「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」を選択することができます。
※マイナンバーカードをお持ちでない等の場合は、教育委員会で課税情報等を確認するため「個人番号を入力する」を選択します。
⇒いずれも保護者等の分

支給対象

支給決定通知書の発布(令和6年4月～6月分)
⇒この通知が届いたら授業料納付の必要はありません。
支給される就学支援金は県の方で授業料に充当します。

更新手続き (R6. 6～7)

前回の申請・届出以降の変更の有無確認のため「高等学校等就学支援金に係る確認書」の提出が必要です。

- ※マイナンバーカードで「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」を選択した場合(自分で税額を取得して提出した場合は)、毎年「e-Shien」にログインして「収入状況届出」の手続きが必要です。

また、申請・届出事項に変更があった場合は、その都度届出が必要です。
・ 保護者等の変更(離婚・再婚等)
・ 課税地の変更(R5.1.1現在とR6.1.1現在で住所地が変わっている場合)など

[新たな保護者等がいる場合]

「e-Shien」にログインして、保護者等情報の変更の届出をしてください。

支給対象外

不認定通知書の発布
(令和6年4月～6月分)

認定要件を満たすことになった等で、新たに申請をする場合

支給申請しない

オンライン申請手続き

- ① 高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」にログインしてください。
- ② 意向登録で「申請をしません」で登録してください。

授業料の納付

- 金額⇒本校は全日制ですので、年額 118,800円(見込)となります。
- 授業料の納付は口座振替により、8月から開始となる予定です。対象者には個別に通知します。

申請書類の提出

オンライン申請手続き

- ① 高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」にログインしてください。
- ② 意向登録で「申請をします」で登録してください。
- ③ 認定申請で受給資格認定の申請をしてください。
※マイナンバーカードをお持ちの場合は、「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」を選択することができます。
※マイナンバーカードをお持ちでない等の場合は、教育委員会で課税情報等を確認するため「個人番号を入力する」を選択します。
⇒いずれも保護者等の分

毎年、支給もしくは支給対象外の決定がなされます。

更新手続き (在学中、在学期間 36 月を超えるまで毎年 6～7 月)

変更事項の届け出

収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税標準額及び調整控除の額の変更、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更または保護者等の住所地の変更があった場合には、就学支援金受給の有無にかかわらず、必ず学校に申し出をしてください。また、失職・倒産等で家計が急変した場合、**就学支援金の家計急変支援制度**を受けられる場合がありますのでご相談ください。